

1 会議事件

(1) 報告第 17 号 農地法第 3 条による許可申請について

若郷地区 11 筆

島外在住所有者であり、病気療養及び高齢のため管理・耕作が不可能のため島内在住農業者へ
売買による所有権の移転。全会一致で承認。

北村委員： 9/24 に調査した。5 年前までは耕作されていたが、現在では山林化。若郷と久田巻城ノ下
以外は接道もなく入ることができない。

宮川委員： これは山林という登記にならないか。

事務局： 本人申請により、非農地証明願出書が出てくれば可能。

宮川委員： そういう利用できない農地は村が引き受けてもらえないか。

事務局： 官公庁は、基本的に事業を行う目的でない限り農地を所有することは出来ない。

宮川委員： 相続放棄した場合は？

石野委員： 民法上、国庫に帰属させることができる法律があるが、10 年間分の管理料を支払う必要
がある。大体都内で 80 万円ほど。新島の地価が安くても、支払う額が大きいことになり
はないだろう。相続放棄しても、管理責任から逃れられるわけではないので、そこはご
承知おきを。

2 協議事項

(1) 「島しょ農業委員会活動の積極的推進に関する決議」ならびに「島しょ農業振興施策に関する要 望」に関するご意見等の募集について

(2) 新島村農業推進支援事業について

事務局： 改正点の紹介。

交付申請の提出期限、計画書の追加添付、補助下限金額等。

大沼委員： 手続きの流れについて確認を。要望書がまずはじめ、次は交付要綱？要望書の提出後の決
定通知は来るか？

事務局： 要望書は翌年度の支援事業の予定額を確認するため提出いただいている。決定通知は基本
的には出さないが、今までは、要望が正しいかの確認の通知を出しているの、今年も出
す予定。

石野委員： 併用は可となっているが、合計金額の 80 万上限は、補助金額？この金額では併用は難し
いのでは？

事務局： 80 万上限は、併用した場合の総合計事業費。金額的な意味での併用が可能という意味で
はなく、事業として併用の申請は可能だが、上限が決まっているので、1 つの事業の金額
が大きければ、どれかは削除しなくてはならなくなる。

宮川委員： 作業委託を個人に依頼することは不可？

事務局 : 法人に限る、としている。

この場を借りて一つご説明を。

補助事業についてのクレームが現在増えているが、なるべく使いやすいように農業者のためとなる補助事業ではありたいが、目的としては、農業を事業として行う換金農家への支援であり、こちらからお願いしているものではないので、農業経営に支障をきたすような部分を除き、農業者の方には交付要綱の内容をご理解いただきたい。委員の皆様も、農業者の方からご質問や意見があった際には、ご説明いただきたい。

(3) 農地分類について (B 分類の取扱い) について

事務局 : 黄色分類の重機を導入して開墾が可能な農地と再生不可能な農地とで、判断が難しいとお聞きする。事務局への質問があるが、こちらから言えるのは、

- 再生不可となる場所は、崖や重機の入れない傾斜等
- 再生不可とした場合、非農地判断、照明の対象となることからその後の手続き、現地調査に委員の協力が必要となること。
- 再生不可農地は台帳から落とすことになるので、農地割をしている交付金などは減額となる。補助金に関してもその分の調整が入る可能性がある。

ということ。その点を加味して、それぞれの担当地区で話し合い、判断してもらいたい。

宮川委員 : 接道がなく重機が入れない場合は？

事務局 : 重機が入れないというのは、物理的な意味であり、平坦な場所であり、道を作ることができるのであれば、黄色分類という判断になるのではないだろうか。

(4) 島しょ農業委員会・農業者大会について

事務局 : 出張へ行ったことがない奥山委員、百井委員と、今回は花卉農家への視察ということで、花卉農家でらっしゃる公文さんからご了承をいただいているので、今年はこの3名をお連れしたい。

<質疑・応答>

吉見委員 : 伐採木の仮置き場についてはどうなっているか。

事務局 : 意見書の中に組み込まれているので、回答をお待ちいただきたい。ただ、一般廃棄物ではなく産業廃棄物となるため、ごみ処理との兼合いは不可能とのこと。産業観光課においては検討中。

宮原委員 : 大場所の細い道井は既にトンネル状態。素がは切れる木ではない。

石野委員 : 村は、人の家の木を切らないとずっと言い続けてきているが、農道管理の立場としてどうなのか。人の木を切っても大丈夫なように法律は変わっている。やらないいいわけではなく、管理者としての意見を聞きたい。

公文委員 : 道路として危険なところがある。それでも村は手を出すことは不可能か。

内藤委員 : 標識が見えないところもある。

大沼委員 : 事故の可能性など、そこまで切羽詰まらなるとそういうことは適用しないのでは？

事務局：道路の管理責任と木の所有権、そこについては法律を含め確認する。

(5) その他

① 農業委員会だよりについて

12月担当委員は公文委員、大沼委員、天野委員、前田委員、植松委員
〆切：令和5年11月10日（金） 〆切厳守で

② 議事録署名人について

出席者の中から議席順で指名（9月分：宮川委員、小久保委員）

③ 10月の総会について

10月30日（月）

— 閉会 —